

【登校（園）許可書についてのQ&A】

Q：第二種感染症以外、その他の感染症については無料にならないのか。

第二種感染症の結核と髄膜炎菌性髄膜炎、及び第三種の感染症は、今回の登校（園）許可書を発行する病名に含まれていないため、無料にはならない。

Q：どの医療機関でも無料で書いてもらえるのか。

神戸市医師会に加盟していない医療機関や、文書を無料作成することに同意していただけない医療機関では、無料にならないこともある。

Q：神戸市医師会の会員だとどうやったらわかるのか。

神戸市医師会ホームページ内の神戸市医師会医療機関検索サイトで確認できる医療機関。

Q：登校（園）許可書の保存年数はきめられているのか

保存に関する決まりはないが、一般的な保健関係書類として扱うことでよい。1年保存。

Q：いつ、どのように登校（園）許可書を渡したらいいのか。

感染症を疑う症状で、児童生徒等が学校を休んだ時、担任等が家庭と連絡をとる際（連絡帳、FAX、家庭訪問等）に渡す。

Q：登校（園）許可書はいつ主治医に書いてもらうのか。

感染症に罹患した児童生徒等が、登校可能かどうかの診察を受けた際に書いてもらう。

Q：登校（園）許可書の様式はどこから手に入れることができるのか。

神戸市教育委員会事務局イントラトップページ → 健康教育課（通達・様式） → 学校保健係

Q：登校許可書は保護者自身が手に入れることは可能か。

神戸市教育委員会健康教育課のホームページで印刷できる。（4月1日以降）

Q：医療機関に登校（園）許可書を置くことはできないのか。

常に医療機関で置いておくことは難しい。

Q：登校（園）許可書を書いてもらえない、登校（園）許可書が有料の医療機関に受診した時はどうしたらいいのか。

主治医から登校についての指示内容を、保護者が書面等で登校許可書のかわりに伝えることで対応する。